

## 議員提出議案一覧表（意見書）

### 議員提出議案第13号

#### 基地対策予算の増額等を求める意見書（可決）

基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。

しかし、基地関係市町村は、長期にわたる景気低迷による地域経済の著しい疲弊や基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい財政状況にある。

こうした基地関係市町村に対しては、これまで総務省所管の固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金(国有提供施設等所在市町村助成交付金)及び米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）が交付されている。

基地交付金及び調整交付金については、基地所在による特別の財政需要等にかんがみ、固定資産税の評価がえの翌年度において、平成元年度より3年ごとに増額されてきた経緯がある。

また、自衛隊等の行為または防衛施設の設置、運用により生ずる障害の防止、軽減のため国の責任において防衛省所管の基地周辺対策事業が実施されている。

よって、国においては、基地関係市町村の実情に配慮して下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 基地交付金及び調整交付金については、平成 24 年度は固定資産税の評価がえの年度に当たるため、これまで3年ごとに増額されている経緯を十分踏まえ、平成 25 年度予算において増額するとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。
- 2 基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲の拡大等の適用基準のさらなる緩和を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 6 月 26 日

---

### 議員提出議案第14号

#### 大飯原子力発電所の再稼動決定の見直しを求める意見書（否決）

昨年 3 月 11 日に発生した大地震と大津波で、東日本一帯は甚大な被害をこうむった。特に、東京電力福島第一原子力発電所では、1号機から4号機までが破壊され、今も大量の放射能が放出され続けている。

とりわけ、4号機は水素爆発で建屋は完全に崩壊し、炉心も使用済み核燃料プールも風雨にさらされており、「再び大地震が起きたら、日本は終わる」(京都大学小出裕章助教)という深刻な現状にあり、政府・電力会社の言う「低温停止」とは、ほど遠い実態にある。

今回の原発事故は世界に大きな衝撃を与え、フランス等の原発大国では脱原発へとかじを切り、世界一の原発立地国でもある米国内でも脱原発を求める大衆の声は大きく高まっている。

日本でも、ノーベル賞作家である大江健三郎さんら著名人が呼びかけた「脱原発署名」は 750 万筆にも及び、今や世論は脱原発が多数となっているのである。

しかし、今政府はこうした日本と世界の声、また、今も放射能被害に苦しむ多くの人々の思いを無視するかのよう「大飯原子力発電所」3、4号機の「再稼動」を決定した。

再稼働を急ぐ根拠を「真夏の電力不足」と挙げてはいるものの、その根拠はあいまいである。関西電力の報告書には、そのデータが並べられてはいるが、その検証はされているとは言えない上、電力消費の高まる真夏の時期にあえて火力発電所を「定期点検」の名目でとめるなど、電力不足を意図的につくり出そうとしているとさえ思われる内容である。

さらに、津波対策などの安全策も、「これから」とするのは、余りに拙速と言わざるを得ない。

よって、政府においては、再生可能エネルギーの普及促進と脱原発への基本方向を一日も早く示すよう強く求める。

#### 記

一、大飯原子力発電所の再稼働決定は、見直すこと。

一、「脱原発社会を目指す」基本方針と、再生可能な自然エネルギーへの転換に向けたスケジュールを示すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 6 月 26 日

---

#### 議員提出議案第 15 号

##### 生活保護の老齢加算復活を求める意見書（否決）

生活保護の老齢加算が、2004 年 4 月より段階的に削減され、2006 年 4 月に廃止された。

この措置により、ひとり暮らしの高齢者の場合は月額約 8 万 5000 円の生活扶助が約 6 万 9000 円（青森市・2 級地の 1）に減らされ、もともと低額の生活費で最低限度の生活に耐えてきた世帯が、老齢加算の廃止で生活費を大幅に減額されることにより、衣食住を初め生活のあらゆる面で切り詰めた生活を余儀なくされ、人間としての尊厳を維持することが困難な状況に陥っている。

高齢になれば、良質で消化のよい食事が必要となり、また寒さ暑さにも抵抗力がなくなる。こうした「特別な需要」にこたえて支給されていたのが老齢加算である。

全国で提起されている老齢加算をめぐる訴訟においては、既に十数名の原告が亡くなっており、「死んでしまったほうが楽」と精神的に追い詰められ、孤立を深めている原告も出るなど、一日も早く老齢加算を復活させるべきである。

よって、国に対し、生活保護制度への老齢加算の復活を求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 6 月 26 日

---

#### 議員提出議案第 16 号

##### 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書（可決）

1960 年代の高度経済成長期から道路や橋梁、上下水道など社会資本の整備が急速に進んだ。高度経済成長期に建築されたものは、現在、建築後 50 年を迎え、老朽化が進んでいる。国土交通省が設置した道路橋の予防保全に向けた有識者会議は、提言（平成 20 年 5 月）の中で、「2015 年には 6 万橋が橋齢 40 年超」となり、建築後 50 年以上の橋梁が 2016 年には全体の 20%、2026 年には同 47% と約半数にも上る現状を提示。経年劣化により「劣化損傷が多発する危険」を指摘している。今後、首都直下型地震や東海、東南海及び南海の 3 連動地震が懸念される中で、防災性の向上の観点からも、社会インフラの老朽化対策は急務の課題と言える。

災害が起きる前に、老朽化した社会資本への公共投資を短期間で集中的に行うことによって、全国

で防災機能の向上を図ることができると同時に、社会全体に需要を生み出すこともできる。つまり、防災及び減災と経済活性化をリンクさせた諸施策の実施が可能なのである。

一方、景気及び雇用は長引くデフレと急激な円高によって極めて厳しい状況が続いており、そのために必要な政策が需要の創出である。そこで、公共施設の耐震化や社会インフラの再構築が、雇用の創出に必要な公共事業として潜在的需要が高くなっていると考えられる。

よって、政府においては、国民と日本の国土を守り、安全・安心な社会基盤を再構築するため、防災及び減災対策としての公共事業を緊急かつ集中的に行い、経済の活性化や雇用創出に資する防災対策を実施するよう強く求める。

#### 記

一、道路や橋梁、上下水道、河川道及び港湾など、老朽化が進み更新時期が近づいている社会インフラを早急に点検、特定し、維持または更新のための公共投資を積極的かつ集中的に行うこと。

一、電気、ガス、水道及び通信などのライフラインの共同溝化、無電柱化を促進し、都市の防災機能の向上を図ること。

一、地域の安全・安心のために、学校等の公共施設や病院、介護等の社会福祉施設など地域の防災拠点の耐震化及び防災機能の強化を推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 6 月 26 日

---

#### 議員提出議案第 17 号

#### 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書（可決）

2011 年 8 月に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が、2012 年 7 月 1 日に施行される。これにより、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度がスタートし、政府はこの 3 年間で集中的に利用拡大を図るとしているが、導入促進に向けての環境整備は不十分である。

導入に当たっての課題として、風力発電では送電網整備の強化が急務であり、太陽光発電ではメガソーラー設備の円滑な設置が可能となるよう農地法の問題などの環境整備、さらに家庭用パネルの設置で発生する初期費用の問題が挙げられる。また、小水力発電導入時の手続の簡素化、迅速化なども求められている。

日本の再生可能エネルギー利用は、水力発電を除いた実績（2005 年）で、電力消費全体に対する使用割合が 0.9%と他国と比べておくれしており、消費電力に対するエネルギー源の多様化が急務となっている。

よって、政府においては、再生可能エネルギーの導入促進と実効性ある買い取り制度に向け、以下のとおり十分な環境整備を図るよう強く求める。

#### 記

一、投資促進減税、省エネ・代替エネルギー減税などの拡充を実施し、再生可能エネルギーの導入を促進すること。

一、買い取り価格、買い取り期間の設定において、設定ルールを明確化し、長期的な将来の見通しを示し、制度の予見可能性を高めること。

一、再生可能エネルギー発電事業に係る規制改革を確実に実施するとともに、進捗状況の管理のための独立機関等を設置すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 6 月 26 日

---